

## 『改革の全面的深化における若干の重要な問題に関する中共中央の決定』についての説明

習近平

中央政治局の委託を受け、私はここで全体会議に向けて『改革の全面的深化における若干の重要な問題に関する中共中央の決定』について説明する。

### 一 三中全会の『決定』起草の経緯について

改革開放以来、各期三中全会がどのような議題を検討し、どのような決定を行い、どのような措置をとり、どのようなシグナルを発するかは、人々が新しい中央指導グループの施政方針や活動の重点を判断するにあたっての重要なよりどころであり、その後5年ないし10年間の活動にしっかり取り組む上で重要な意義をもつものである。

党の第18回大会の後、中央はすぐ第18期三中全会の議題の検討に着手した。党の第18回大会は小康社会の全面的建設と改革開放の全面的深化という目標をかかげ、必ずいっそう大きな政治的勇気と英知をもって、機を逸することなく重要分野の改革を行い、科学的発展をさまたげるすべての思想意識や体制・仕組みの弊害を断固として打破し、各方面の制度がさらに成熟し、定着するように、系統的に整い、科学的・規範的で、効果的に運用できる制度体系を構築しなければならないと強調した。われわれは、党の第18回大会の提起した各項目の戦略目標と活動計画を達成するには、必ず全面的改革の推進を急がなければならないと考えている。

党の第11期三中全会が党と国家の活動の中心を経済建設に移し、改革開放を行うという歴史的決定を行ってから、すでに35年がたった。中国人民の姿、社会主義中国の姿、中国共産党の姿がかくも大きな変貌を遂げ、わが国が国際社会において重要な地位を占めるようになったのは、倦まずたゆまず改革開放を推し進めてきたおかげである。

1992年に鄧小平同志は南方視察談話の中で、「社会主義を堅持せず、改革開放を行わず、経済を発展させず、人民の生活を改善しなければ袋小路にはまりこむだけである」と述べた。いま振り返ってみると、われわれには鄧小平同志のこの言葉がいっそう深く理解できる。だから、われわれは、社会主義こそが中国を救えるのであり、改革開放こそが中国を発展させ、社会主義を発展させ、マルクス主義を発展させようのだと言うのである。

まさに歴史的経験と現実からの要請という次元から、党の第18回大会以来、党中央は繰り返し、改革開放は現代中国の運命を決定づける切り札であり、「二つの100周年」（党創立100周年と新中国成立100周年）の奮闘目標の実現、中華民族の偉大な復興の実現を決定づける切り札であると強調してきた。実践の発展には永遠に終わりがなく、思想の解放には永遠に終わりがなく、改革開放にも永遠に終わりがなく、足踏みや後戻りには活路はない。改革開放は進行形のみありきで、完了形はない。新たな情勢、新たな任務を前にして、われわれは必ずや改革の全面的深化を通じて、わが国の発展が直面する一連の際立った矛盾と問題の解決に力を入れ、わが国の特色ある社会主義制度の自己完成と発展をたえず推し進

めてゆかなければならない。

いまや、内外の環境ともにきわめて広く大きな変化が生じつつあり、わが国の発展は一連の際立った矛盾と挑戦に直面し、前進の途上にはまだ少なからぬ困難と問題が横たわっている。たとえば、発展におけるアンバランス、不調和、持続不可能といった問題が依然として際立っており、科学技術によるイノベーション能力が弱く、産業構造が不合理で、発展方式が依然として粗放的で、都市と農村の地域間発展の格差、住民の所得分配の格差が依然としてかなり大きく、社会矛盾が目に見えて増加しており、教育、就業、社会保障、医療、住居、生態環境、食品・医薬品の安全、安全生産、社会治安、法執行・司法などの大衆の身近な利益にかかわる問題がかなり多く、一部の大衆の生活は困窮しており、形式主義、官僚主義、享楽主義、贅沢浪費の気風といった問題が目立ち、一部の分野で消極・腐敗現象が発生しやすく、多発しており、反腐败闘争の情勢は依然として厳しい、などなど。こうした問題を解決するには改革の深化が鍵となる。

今年4月、中央政治局は深く掘り下げて思考、検討し、党内外の各方面の意見を広く聴取したうえで、党の第18期三中全会において改革の全面的深化の問題を検討し、これについての決定を打ち出すことを決めた。

4月20日、党中央は「党の第18期三中全会で改革の全面的深化について検討することに対し意見を徴する通達」を下達した。各地区・各部門は、党の第18期三中全会が改革の全面的深化を重点的に検討することは、広範な党员、幹部、大衆の願いに適っており、社会全体が最も関心を寄せる問題をとらえているとして、広く賛成の声が寄せられた。

改革開放以来、各期三中全会はいずれも改革の深化について検討し、いずれも重要なシグナルを発してきた。すなわち、われわれの党は断固として改革開放の旗印を高く掲げ、断固として党の第11期三中全会以来の理論や路線、方針、政策を堅持するということである。とどのつまり、新たな歴史条件のもとでどのような旗印を掲げ、どのような道を歩むかという問いに答えることである。

党の第18期三中全会が改革開放の全面深化を主要議題としたことは、われわれの党が鄧小平理論、「三つの代表」の重要思想、科学的発展観を導きとすることを堅持し、新しい情勢のもとで断固として揺るぐことなく党の基本路線、基本綱領、基本的経験、基本的要求を貫徹し、断固として揺るぐことなく改革開放の旗印を高く掲げるという重要な意思表示、重要な表現である。

議題の確定後、中央政治局は文書起草グループの設置を決め、私がリーダーを務め、劉雲山同志、張高麗同志がサブリーダーとなり、関連部門の責任者、一部の省・市の指導者が参加し、中央政治局常務委員会の指導のもとで三中全会の『決定』の起草作業に取り組んだ。

文書起草グループの成立以来、7カ月近くの間、幅広く意見を徴し、特定テーマについての論証を展開し、調査研究を行い、繰り返し討議・修正してきた。その間、中央政治局常務委員会は3回、中央政治局は2回にわたってそれぞれ『決定』について審議するとともに、『決定』の意見徴取稿を党内の一定範囲に配布して意見を求め、党内の古参同志の意見を求め、また特に各民主党派中央、全国工商連合会責任者、無党派人士の意見を聴取した。

フィードバックされた状況から見て、各方面は次のような認識で一致した。三中全会の

『決定』は、わが国の改革発展と安定が直面する重要な理論と実践の課題を掘り下げて分析し、改革の全面的深化のもつ重要な意義と未来への方向付けを明らかにし、改革の全面的深化の指導思想、目標・任務、重要な原則、改革の全面的深化の新しい青写真、新たなビジョン、新目標を提起するとともに、改革の全面的深化に関する新思想、新論断、新措置を集約し、社会の声、要求、期待を反映し、全党と社会全体の改革の全面的深化についてのコンセンサスと行動、英知を結集したものである。

また、各方面は次のような認識で一致した。三中全会の『決定』は、改革の全面的深化の戦略的重点、優先順位、主な取り組みの方向、活動の枠組み、推進方式、タイムテーブル、ロードマップを合理的に配置し、改革の理論面と政策面で一連の新たなブレイクスルーを成し遂げたが、これは改革の全面的深化の今一度の総布石、総動員であり、必ずや中国の特色ある社会主義事業の発展を推進するうえで重要かつ深遠な影響を及ぼすに違いない。

意見を徴する過程では、各方面から多くのすばらしい意見や提案がなされた。党中央は同文書起草グループがこれらの意見や提案を真剣に整理、検討するよう求め、文書起草グループは三中全会の『決定』に対し重要な修正を行った。

## 二 三中全会の『決定』の全般的枠組み=重点課題について

中央政治局は、次のように考えている。新たな情勢、新たな任務、新たな要求を前にして、改革を全面的に深化する鍵となるのは、一歩進めて公平な競争の発展環境を形成し、社会経済発展の活力をいっそう高め、政府の効率と機能を一段と向上させ、一歩進めて社会の公平・正義を実現し、社会の調和と安定をさらに促進し、党の指導レベルと執政能力を一段と高めることである。

こうした重要な課題をめぐって、われわれは強い問題意識をもち、重要問題の解決を求め、鍵となる問題をとらえてさらに深く考えて検討し、わが国の発展が直面している一連の際立った問題の解決の促進に力を入れるよう強調した。われわれ中国共産党の党員は革命を成し遂げ、建設を行い、改革に取り組んできたが、これまででもすべて中国の実際問題を解決するためだった。改革は問題に迫られて生まれ、また問題を解決し続ける中で深化していくものだとも言える。

この 35 年間、われわれは改革という方法で党と国家の事業の発展における一連の問題を解決してきた。同時にまた、世界を認識し改造する過程では、前の問題が解決したかと思うと、また新しい問題が発生するので、制度は常にたえず改善していかなければならず、したがって改革は一挙に成し遂げられるものではないとともに、一度苦勞すればあとは楽になるといったものでもない。

三中全会の『決定』の起草にあたっては、5つの方面の考えを突出させた。(1)党と国家の事業の発展の新たな要請に応え、党の第 18 回大会が提起した改革開放の全面的深化という戦略的任務を着実に実行に移す。(2)改革を主軸とし、改革の全面的深化についての新たな措置を際立った位置に置き、一般的な措置、重複的な措置、発展のためのみの措置は盛り込まない。(3)重点をしっかりとつかむ。人民大衆の苦情が特に厳しい問題をめぐって、人民大

衆の声と期待に応え、重要な分野と鍵となる部分を際立たせ、経済体制改革の牽引の役割を突出させる。(4)積極的であるとともに慎重であることを堅持する。改革措置を設計するには、大胆かつ着実でなければならない。(5)期限を2020年までとし、この期間に照準を合わせて改革の任務を提起し、2020年までに、重要な分野と鍵となる部分の改革において決定的な成果を勝ち取るものとする。

枠組みの構成上、三中全会の『決定』は、当面早急に解決しなければならない重要な問題を要点として、逐条ごとに構成されている。序言と結びの言葉のほか、全体は16の部分、3つのブロックに分かれている。第1部分は第1ブロックを構成し、総論である。主として改革の全面的深化のもつ重要な意義、指導思想、全体的な構想について述べている。第2部分から第15部分までは第2ブロックを構成し、各論である。主として経済、政治、文化、社会、生態文明、国防と軍隊の6つの方面から、改革の全面的深化の主な任務と重要な措置を具体的に配置している。そのうち、経済には6カ条(第2～第7部分)、政治には3カ条(第8～第10部分)、文化には1カ条(第11部分)、社会には2カ条(第12～第13部分)、生態面には1カ条(第14部分)、国防と軍隊の面には1カ条(第15部分)をあてた。第16部分は第3ブロックを構成し、組織指導が内容である。主として改革の全面的深化に対する党の指導の強化と改善について述べている。

ここで、三中全会の『決定』で触れたいくつかの重要な問題と重要な措置について中央の考えを紹介したい。

第一、資源配置における決定的な役割を市場に果たさせ、政府の役割をよりよく発揮させることについて。これは今回の三中全会の『決定』が提起した重要な理論的観点である。というのも、経済体制改革は依然として改革の全面的深化の重点であり、経済体制改革の核心的問題は依然として政府と市場の関係を上手に処理することだからである。

1992年に党の第14回大会は、わが国の経済体制改革の目標は社会主義市場経済体制の確立であること、国のマクロコントロールのもとで市場に資源配置における基礎的役割を果たさせることを提起した。この重要な理論的ブレークスルーは、わが国の改革開放と経済社会発展のためにきわめて重要な役割を果たした。これはまた、理論上の革新が実践上の革新に対し重要な先導的役割をもっており、改革の全面的深化が理論上の革新を先導とすべきことを物語っている。

20年余りの実践の結果、わが国の社会主義市場経済体制はすでに初歩的に確立されたが、なお少なからぬ問題が見られる。主として市場秩序が規範化されておらず、不正な手段で経済利益を図る現象が広く見られること、生産要素市場の発展が立ち遅れており、生産要素の遊休化と多くの有効需要が満たせない状況が並存していること、市場ルールが統一されておらず、部門保護主義と地方保護主義が多く見られること、市場競争が不十分で、優勝劣敗と構造調整の障害となっていること、などなどである。こうした問題を上手に解決しなければ、完ぺきな社会主義市場経済体制は実現しがたい。

党の第14回大会以来の20余年間、政府と市場の関係について、われわれはずっと実践の広がりや認識の深化をふまえて、新たな科学的な位置づけを模索してきた。党の第15回大会では「国のマクロコントロールのもとで市場に資源配置における基礎的役割を果たさせ

る」ことを提起し、党の第16回大会では「市場の資源配置における基礎的役割をより大きな度合いで発揮させる」ことを提起し、党の第17回大会では「制度の面で市場の資源配置における基礎的役割をよりよく発揮させる」ことを提起し、党の第18回大会では「市場の資源配置における基礎的な役割をより大きな度合い、より広い範囲で発揮させる」ことを提起した。これからも、われわれの政府と市場の関係に対する認識がたえず深まっていることが見てとれる。

今回の討議と意見を求める過程において、多方面から、理論面で政府と市場の関係についてさらに一歩進めて位置付けをすべきであり、これは改革の全面的深化にきわめて重要な役割をもつ、との指摘があった。各方面の意見と現実の発展の要請を考慮し、繰り返し討議し検討した結果、党中央は、この問題について理論面で新たな叙述を行う条件がすでに整っており、市場の資源配置における「基礎的な役割」を「決定的な役割」に修正すべきだと考えた。

現在、わが国の社会主義市場経済体制はすでに一応確立されており、市場化の度合いは大幅に高まり、われわれの市場法則に対する認識や制御能力はたえず向上し、マクロコントロール体系はいっそう健全になり、主観的にも、客観的にも条件が備わっており、われわれは社会主義市場経済体制の充実に向けて新たな一歩を踏み出すべきである。

政府と市場の関係をさらによく処理することは、実際には資源配置において市場が決定的な役割を果たすのか、それとも政府が決定的な役割を果たすのかという問題を上手に処理することである。経済の発展とは資源、特に希少資源の配置効率を高め、できるだけ少ない資源の投入で、できるだけ多くの製品を生産し、できるだけ大きな収益を上げることである。理論と実践はいずれも、市場による資源配置が最も効率的な形態であることを立証している。市場が資源配置を決定することは市場経済の一般法則であり、市場経済は実質的には市場が資源配置を決定する経済である。社会主義市場経済体制を健全にするには、必ずこの法則に従わなければならない。市場体系の未整備や、政府が介入しすぎたり管理監督が行き届かないといった問題の解決に力を入れなければならない。「資源配置における決定的役割を市場に果たさせる」との位置付けは、党全体と社会全体が政府と市場の関係について正しい意識を形成するのに役立つ、経済の発展パターンへの転換に役立つ、政府機能の転換に役立つ、消極・腐敗現象の抑制にも役立つ。

当然のことながら、わが国が実行しているのは社会主義市場経済体制であり、われわれは依然としてわが国の社会主義制度の優位性を発揮させ、党と政府の積極的役割を發揮することを堅持しなければならない。市場は資源配置において決定的な役割を果たすが、すべての役割を果たすわけではない。

社会主義市場経済を發展させるには、市場の役割も發揮すれば、政府の役割も發揮しなければならないが、市場の役割と政府の役割の機能は異なっている。三中全会の『決定』は、政府の役割をいっそうよく發揮させることについて明確な要求を打ち出し、科学的なマクロコントロール、効果的な政府ガバナンスが社会主義市場経済体制の優位性を發揮させるための内在的要請であると強調した。三中全会の『決定』は、マクロコントロール体系の健全化、政府職能の全面的かつ正確な履行、政府の組織構造の最適化に対して配置を行い、政府

の職責と役割は主としてマクロ経済の安定を保ち、公共サービスに力を入れ、最適化し、公平な競争を保障し、市場に対する監督・管理を強化し、市場の秩序を守り、持続可能な発展を推進し、ともに豊かになることを促進し、市場の働きが思わしくない面をカバーすることである、と強調した。

第二、基本的な経済制度を堅持、整備することについて。公有制を主体とし、さまざまな所有形態の経済がともに発展するという基本的な経済制度を堅持し、整備することは、中国の特色ある社会主義制度をうち固め発展させることにかかわる重要な支柱である。

改革開放以来、わが国の所有制構造は徐々に調整され、公有制経済と非公有制経済が経済発展、雇用促進などの面に占めるウエートはたえず変化し、経済社会発展の活力を強めた。こうした状況のもと、いかにして公有制の主体的地位をよりよく具現し、堅持し、基本的な経済制度の効果的な実現形態をさらに模索するかは、われわれの前に置かれた重要な課題である。

三中全会の『決定』は公有制経済をいささかも揺らぐことなく強化・発展させ、公有制の主体的地位を堅持し、国有経済の主導的役割を発揮させ、国有経済の活力、制御力、影響力を増強し続けていかなければならないと強調している。

三中全会の『決定』は党の第15回大会以来の関連ある論述を堅持し、発展させ、積極的に混合所有制経済を発展させ、国有資本、集団資本、非公有資本などが相互に株式を持ち合い、相互に融合しあった混合所有制経済は、基本的経済制度の重要な実現形態であり、国有資本の機能の拡大、企業価値の維持と増大、競争力の向上に役立つようにしなければならないことを提起した。これは新しい情勢のもとで公有制の主体的地位を堅持し、国有経済の活力、制御力、影響力を増強させる効果的な方法、必然的な選択である。

三中全会の『決定』は次のように提起した。国有資産の管理体制を整備し、資本管理を主として国有資産に対する監督・管理を強化し、国有資本の授権経営体制を改革すること。国有資本の投資運営は国の戦略目標に奉仕し、より多く国の安全、国民経済の命脈にかかわる重要業種や鍵となる分野に投入し、公共サービスを重点的に提供し、重要で将来性のある戦略的産業を発展させ、生態環境を保護し、科学技術の進歩をサポートし、国の安全を保障しなければならない。国有資本の一部を社会保障基金の充実に振り向ける。国有資本の収益から公共財政に上納する割合を高め、より多く民生の保障と改善に用いる。

国有企業は国の近代化を推進し、人民の共同の利益を保障する重要な力である。長年の改革を経て、国有企業は総体としてすでに市場経済と互いに融け合うようになった。と同時に、国有企業にはいくつかの問題が蓄積されるようになり、いくつかの弊害が存在するため、さらに改革を進めなければならない。三中全会の『決定』は次のような一連の的を絞った改革措置を提起した。それには国有資本の公益企業への投入を増やすこと、国有資本が持ち株経営を引き続き経営する自然独占業種においては、政府と企業の分離、政府と資本の分離、特許経営、政府の監督・管理を主な内容とする改革を実行し、異なる業種の特性に基づいて鉄道網と輸送を分離し、競争的な業務を開放すること、協調運営し、効果的に牽制しあうコーポレート・ガバナンス構造の健全化をはかること、プロフェッショナル・マネージャー制度を確立し、企業家の役割をよりよく発揮させること、長期的に効果的なインセンティブ制約

システムを確立し、国有企業の経営・投資責任の追及を強化すること、国有企業の財務予算など重要情報の開示を進めるよう模索すること、国有企業は市場による従業員採用の比率を合理的に増やし、国有企業の管理者の俸給水準、職務待遇、職務消費、業務消費を合理的に確定し、厳格に規範化することが含まれる。こうした措置は国有企業の近代的企業制度を整備し、経営効率を高め、社会責任を合理的に引き受け、よりよく役割を発揮させるよう促すことになる。

基本的経済制度を堅持し整備するには必ず「二つの確固不動」を堅持しなければならない。三中全会の『決定』は次のように、いくつかの側面から非公有制経済の発展を奨励し、サポートし、導き、非公有制経済の活力と創造力を引き出す改革措置を打ち出した。機能の位置づけの面では、公有制経済と非公有制経済はいずれも社会主義市場経済の重要な構成部分であり、いずれもわが国の経済社会発展の重要な基盤であることを明確にした。財産権の保護の面では、公有制経済の財産権は侵害してはならず、非公有制経済の財産権も同様に侵害してはならないことを明確に提起した。政策待遇の面では、権利の平等、機会の平等、規則の平等などを堅持することを強調し、統一的な市場参入制度を実行することとした。非公有制企業が国有企業の改革に参加することを奨励し、非公有資本が株式を保有する混合所有制企業の発展を奨励し、条件のそなわった私営企業が近代的企業制度を確立することを奨励する。これは非公有制経済の健全な発展を促すことになる。

第三、財政・税務体制の改革深化について。財政は国のガバナンスの土台、重要な支柱であり、科学的な財政・税務体制は資源配置の最適化をはかり、市場の統一性を保ち、社会の公平を促進し、国の長期的安定を実現するうえでの制度面からの保障である。現行の財政・税務体制は1994年の分税制改革の基礎を踏まえて逐次形成されたものであり、政府の財力の増強と経済の急速な発展というウィンウィン目標の達成に重要な役割を発揮した。

情勢の発展・変化に伴い、現行の財政・税務体制はすでに中央と地方の権限の合理的な区分、国のガバナンス整備の客観的な要請に必ずしも応じられなくなっており、経済発展のパターン転換、経済社会の持続的で健全な発展を促すという現実的要請にも必ずしも応じられなくなっているが、わが国の経済社会発展におけるいくつかの際立った矛盾や問題も財政・税務体制の不健全さと関係がある。

今回の改革の全面的深化において、財政・税務体制の改革は重点の一つである。主に関連するのは、予算管理制度の改善、税収制度の整備、権限と支出責任とが相互に見合った制度の構築などである。

三中全会の『決定』は次のように提起した。全面的に規範化され、オープンで、透明な予算制度を実施し、中央の権限と支出責任を適度に強化し、国防、外交、国家安全保障、全国統一市場にかかわるルールや管理などは中央の権限とする。一部の社会保障、地域にまたがる重要プロジェクトの建設・維持などは中央と地方の共同の権限とし、権限関係を逐次調整していく。中央は移転支出の手続きをとることで一部の権限と支出責任を地方に委託することができる。地域にまたがり、かつその他の地域への影響がかなり大きい公共サービスに対して、中央は移転支出を通じて地方の権限・支出責任の一部を負担する。

こうした改革措置の主な目的は、権限を明確にし、税制を改革し、税負担を安定させ、予

算を透明化し、効率を高めることにあり、また経済発展パターンの転換に役立ち、公平な統一的市場の確立に役立ち、基本公共サービスの均等化に役立つ近代的財政制度の形成を加速させ、中央と地方の財力と権限が相互に整合した財政・税務体制の形成を加速させ、中央と地方双方の積極性をよりよく発揮させることである。

財政・税務体制の改革には一定の過程が必要であり、順を追って達成していく。中央がすでに明確に示したように、中央と地方の財力構造は全体的な安定を保ち、中央と地方の収入区分はさらに調整していく。

第四、都市と農村の発展一体化に向けた体制・仕組みの整備について。都市と農村の発展がアンバランスで調和がとれていないことは、わが国の経済社会の発展にみられる際立った矛盾であり、小康社会の全面的な実現、社会主義近代化の推進を加速させるために必ず解決しなければならない重要な問題である。改革開放以来、わが国の農村には天地をくつがえさんばかりの変化が見られた。しかし、都市と農村の二元構造は根本的に変わっておらず、都市と農村の発展格差がたえず拡大する傾向はなお抜本的に是正されていない。これらの問題を抜本的に解決するには、都市と農村の発展一体化を推し進めなければならない。

三中全会の『決定』は、体制・仕組みを整備し、工業が農業を促進し、都市が農村の発展を導き、工業と農業が互いに利益を与え合い、都市と農村とが一体となった新たな工業・農業、都市・農村の関係を形成し、広範な農民を近代化プロセスに平等に参加させ、近代化の成果をともに分かち合うようにすることを提起した。

三中全会の『決定』は次のような都市と農村の発展一体化の体制・仕組みを整備する改革措置を提起した。(1)新しいタイプの農業経営体系の構築を加速する。主として農業における家庭経営の基礎的地位を堅持しつつ、土地請負経営権が公開市場において大規模専業農家、家庭農場、農民協同組合、農業企業へと流動することを奨励し、農村の協同組合経済の発展を奨励し、商工業資本が農村で企業化経営に適った近代的な栽培・飼育・養殖業を発展させるよう奨励し、導き、農民が土地請負経営権譲渡の形で出資し農業の産業化経営を発展させることを認める、など。(2)農民により多くの財産権を与える。主として法律に基いて農民の土地請負経営権を守り、農民の集団経済組織構成員としての権利を保障し、農家の宅地の用益物権を保障し、農民の住宅財産権の抵当、担保、譲渡のモデル試行を慎重かつ着実に推し進める。(3)都市と農村における生産要素の平等な交換と公共資源の均衡配置を推進する。主として出稼ぎ労働者の同一労働同一賃金を保障し、農民にも公平に土地の付加価値収益が分配されるよう保障する。農業保険制度を整備する。社会資本が農村建設に投入されることを奨励し、企業や社会組織が農村でさまざまな事業を興すことを認める。都市と農村の義務教育資源をバランスよく配置するよう統一的に計画し、都市と農村住民の基本養老保険制度、基本医療保険制度を整理統合し、都市と農村の最低生活保障制度の統一的発展を推し進め、都市部の基本公共サービスが常住人口のすべてをカバーするよう着実に推し進め、都市部に定住した農民をすべて都市の住宅、社会保障システムに組み入れる。

第五、協商民主の幅広く多層にわたる制度化への発展を促すことについて。協商民主は中国の社会主義民主政治に特有の形態、独特の優位性であり、党の大衆路線の政治分野での重要な具現である。協商民主を推し進めることは、人民の秩序立った政治参与を充実させ、党



と人民大衆の親密なつながりを強め、政策決定の科学化・民主化を促進するものである。

三中全会の『決定』は、協商民主の幅広く多層にわたる制度化への発展を促すことを政治体制改革の重要な内容とし、次のように強調した。党の指導のもと、経済社会発展の重要問題と大衆の身近な利益にかかわる実際問題を内容として社会全体で幅広い協商を展開し、政策を決定する前や実施する過程において協商を堅持するようにする。手順が合理的で、プロセスが整った協商民主の体系を構築し、国家政権機関、政治協商組織、党派団体、末端組織、社会組織の協商のルートを広げる。立法協商、行政協商、民主協商、参政協商、社会協商を深く掘り下げて展開する。統一戦線の協商民主における重要な役割を發揮させ、人民政治協商会議の協商民主の重要なルートとしての役割を發揮させ、人民政治協商制度の体系を整備し、協商の内容と手順とを規範化し、協商民主の形式を拡大し、特定テーマの協商、同一部門の協商、業界別の協商、提案受理の協商をより活発に秩序をもって組織するようにし、協商の密度を高め、より協商の効果が現れるようにする。

第六、司法体制と運営の仕組みの改革について。司法体制は政治体制の重要な構成部分である。ここ数年来、大衆から司法が不公平だという意見がかなり多く聞かれ、司法の信認度が低かったことはかなりの度合いにおいて司法体制とその仕組みが不合理であることに関係している。

司法改革は今回の改革の全面的深化における重点の一つである。三中全会の『決定』は次のような互いに関連する新たな措置を打ち出した。すなわち、司法管理体制の改革を含めて、省レベル以下の地方法院、検察院の人材・資金・設備の統一管理を推し進め、行政区画から適度に分離した司法管轄制度の確立について模索すること、司法権の運用の仕組みを改善し、主審裁判官、合議法廷の案件責任制を整備し、審理する者にその裁判への責任をもたせるようにすること、減刑、仮釈放、保釈治療の手続きを厳格に規範化すること、誤審防止、是正、責任追及の仕組みを改善し、違法証拠排除の法則を厳格に実行すること、法律と訴訟にかかわる投書・陳情は法律によって終結させる制度を確立し、労働矯正制度を廃止し、違法犯罪行為に対する懲罰・矯正についての法律を整備すること、などである。

こうした改革措置は、司法機関が法律にのっとった独立的な裁判権、検察権の行使を確実なものとし、権限と責任の明確な司法権力運用の仕組みを整備し、司法の透明度と信認度を高め、よりよく人権を保障するうえで重要な意義をもっている。

第七、反腐敗指導体制と活動の仕組みを整備することについて。反腐敗はかねてより党内外で取りざたされることがかなり多い問題である。当面の問題は主として反腐敗機関の職能が分散しており、相乗効果を生むことができないため、一部の事件は断固たる取り調べや処分が難しく、腐敗事件が頻発しても責任追及は不十分なままであるということにある。

三中全会の『決定』は反腐敗体制・仕組みの刷新と制度的保障の強化について重点的に布石を行った。主として、党風刷新・廉潔政治づくりと反腐敗活動に対する党の統一指導を強化し、党委員会の主体的責任、規律検査委員会の監督責任を明確にし、着実に実行可能な責任追及制度を制定、実施すること、反腐敗指導体制と活動の仕組みを整備し、各級の反腐敗協調グループの職能を改革し充実させ、腐敗案件の取り調べ・処分にあたっては上級規律検査委員会による指導を主とすると定めたこと、上級規律検査委員会の下級規律検査委員会

に対する指導強化を具現し、手がかりの処置や案件の取り調べ・処分は同レベル党委員会に報告すると同時に必ず上級の規律検査委員会に報告しなければならないと定めたこと、中央規律検査委員会が中央レベルの党・国家機関に規律検査委員会の出先機構を置き、中央と省・自治区・市の巡視制度を改良し、地方、部門、企業・事業体のすべてをカバーするようにしたこと、である。

これらの措置はすべて実践経験を総括し、各方面の意見を汲み取ったうえで打ち出したものである。

第八、インターネットの管理指導体制の整備を急ぐことについて。インターネットと情報セキュリティは国の安全と社会の安定にかかわるもので、われわれが直面している新たな総合的挑戦である。

実践面から見ると、インターネットの技術と応用の急速な発展に直面して、現行の管理体制には明らかに、多重管理、職能の重複、権限と責任の不一致、効率の低さを主とする弊害が見られる。と同時に、インターネットのメディアとしての属性が強まるにつれ、ネット上のメディア管理や産業管理は情勢の発展に遥かについてゆけなくなっている。特に伝達速度が速く、影響が大きく、カバー面が広く、社会的動員力が強い「微客（Wechat）」「微信（WeChat）」などのSNSや即時通信ツールのユーザーが急速に増加していることから、いかにしてインターネットの法秩序確立を強化し世論を導き、インターネットの情報伝達秩序と国家の安全保障、社会の安定を確保するかは、すでにわれわれの直面する特に際立った現実問題となっている。

三中全会の『決定』は、積極的利用、科学的発展、法律による管理、セキュリティ確保の方針を堅持し、法律によるネットワーク管理の度合いをさらに強め、インターネットの管理指導体制を整備することを提起した。その目的は関係機関の職能を統合し、技術から内容、通常のセキュリティから犯罪取り締まりに至るインターネット管理の相乗効果を生み出し、インターネットの正しい運用と安全を確保することにある。

第九、国家安全委員会の設置について。国家の安全保障と社会の安定は改革・発展の前提である。国家の安全保障と社会の安定がなければ、改革・発展をたえず推し進めることはできない。当面、わが国は対外的には国家の主権、安全保障、発展の利益を守り、国内的には政治的安全と社会の安定を守るという二重の圧力に直面しており、さまざまな予測可能あるいは予測しにくいリスク要因が目に見えて増加している。われわれの安全管理体制・仕組みはまだ国家の安全保障の需要に見合っておらず、強力なプラットフォームを構築して国家の安全保障を包括的に管理する必要がある。国家安全委員会を設置し、国家の安全に対する集中・統一指導を強化することは、すでに当面の急務となっている。

国家安全委員会の主な職責は国家の安全保障戦略の制定と実施で、国家の安全保障に関する法制づくりを推し進め、国家の安全保障活動の方針と政策を制定し、国家の安全保障における重要問題を検討、解決することである。

第十、国の自然資源資産管理体制を整備し、自然資源に対する監督・管理の体制を整えることについて。国の自然資源資産管理体制を整備することは自然資源資産の財産権制度を充実させる重要な改革の一つであり、系統的で整備された生態文明制度の体系を確立する

内在的要請でもある。

わが国の生態環境保護に見られるいくつかの際立った問題は、ある程度体制の不備とかかわりがあり、その原因の一つは全民所有の自然資源資産の所有権者が欠落しており、所有権者の権益をまっとうすることができないことにある。この問題に対応して、三中全会の『決定』は次のように国の自然資源資産の管理体制整備の要求を打ち出した。全般的な考え方は、所有者と管理者の分離、一つの事務は一つの部門が管理する原則にのっとり、全民所有の自然資源資産の所有権を具体化し、全民所有の自然資源資産の所有権者の職責を統一的に行使する体制を確立することである。

国が全民所有の自然資源資産に対して所有権を行使するとともに管理を行うことは、国が国土の範囲内の自然資源に対して管理監督権を行使することとは異なっており、前者は所有権者という意味での権利行使であり、後者は管理者という意味での権限行使である。そのためには、自然資源の管理監督体制を整備しなければならず、すべての国土空間の用途管理の職責を統一的に行使することによって、国有自然資源資産の所有権者と国の自然資源管理者が互いに独立し、互いに協力し合い、互いに監督し合うようになるのである。

われわれは次のように認識すべきである。山・水・森林・田畑・湖沼は一つの生命共同体であり、人間にとって最も重要なものは田畑であり、田畑にとって最も重要なものは水であり、水にとって最も重要なものは山であり、山にとって最も重要なものは土であり、土にとって最も重要なものは森林である。用途管理と生態修復は必ず自然法則に従わなければならない。もし木を植える人が木を植えるだけで、水利をやる人が水利しかかまわず、田畑を守る人が田畑しか守らなければ、一方に気をとられて他方がおろそかになり、ついには生態系の破壊を招来してしまう。一つの部門が領土範囲内のすべての国土空間の用途管理に責任を負うことは、山・水・森林・田畑・湖沼を統一的に保全し、統一的に修復するうえできわめて必要である。

第十一、中央が改革全面深化指導グループを設置することについて。改革の全面的深化は一つの複雑なシステム・エンジニアリングであり、ただ一部門やいくつかの部門だけに頼っては力不足で、そのためにはよりハイレベルの指導システムを確立する必要がある。

三中全会の『決定』は、中央が改革全面深化指導グループを設置し、改革の総体設計、統一調整、全面推進、実施の監督・管理を担当させることを提起した。これは党の全局を統括し、各方面の協調をはかる指導的中核としての役割をよりよく発揮させ、改革の順調な進捗と各項目の改革任務の実行を保証するためである。指導グループの主な職責は、全国的な重要な改革を統一的に布石し、各分野の改革を統一的に計画して推進し、各方面の力を協調させて改革推進の相乗効果を生み出し、督促・検査を強化し、改革目標任務の全面達成を押し進めることである。

### 三 討論の中で注意しなければならないいくつかの問題について

今回の全体会議の任務は三中全会の『決定』が提起した改革の全面的深化の考え方と方案を討議することである。ここで、私はみなさんにいくつかの要求を申し上げる。

第一、改革を推進する信念と勇気を強める。改革開放はわが党が新たな時代条件のもとで人民を指導して行う新たな偉大な革命であり、現代中国の最も鮮明な特色であり、わが党の最も鮮明な旗印でもある。35年来、わが党は何に依拠して民心を鼓舞し、思想を統一し、力を結集してきたのか。何に依拠して人民全体の創造の精神と創造の活力を引き出してきたのか。何に依拠して中国の経済社会が急速に発展し、資本主義との競争の中で比較優位を勝ち取ったのか。それは改革開放に依拠してきたことにある。

未来に向けて、発展が直面するさまざまな難問を解決し、各方面からのリスクと試練を乗り越え、中国の特色ある社会主義制度の優位性をよりよく発揮し、経済社会の持続的で健全な発展を推し進めるには、改革開放の深化をさらに推し進めるよりほかはない。

当面、改革開放の問題については、党内外、国内外とも非常に関心を寄せており、全党の上から下まで、そして社会の各方面も非常に強い期待を抱いている。改革開放は新たな重要な時期にさしかかっている。われわれは改革開放において絶対に微動だにしておかず、改革開放の旗印を引き続き高々と掲げ続けるべきで、中国の特色ある社会主義の道という正しい方向をしっかりと堅持しなければならない。全党は改革の信念を固め、さらに大きな政治的勇気と英知、より強力な措置と方法によって改革を推し進めていかなければならない。

第二、思想の解放、实事求是を堅持する。改革開放の旗印を高く掲げるには、立場と姿勢だけではだめで、必ずしっかりとした措置を講じなければならない。行動は最も説得力がある。中央は党の第18期三中全会という良き転換点をとらえて、改革の全面的深化への布石を行うことを決定したが、これは戦略的な選択である。われわれはこのチャンスをしっかりつかみ、改革の全面的深化における新たなブレイクスルーを成し遂げなければならない。新たなブレイクスルーを成し遂げるには、必ずさらに思想を解放しなければならない。

思想観念の束縛を突き破り、利益固定化の壁を突破するには、思想の解放が最も重要である。改革を深める上で、いくつかの思想観念の束縛は往々にして体制外ではなく体制内から来る。思想を解放しなければ、われわれはさまざまな利益固定化の問題のありかをはっきり見てとることができず、突破する方向や力の入れどころを的確にさぐりあてることができず、創意ある改革措置を講じることが難しくなる。したがって、われわれは必ずや自ら革新する勇気と志を持たなくてはならず、因習やしきたりの制限を乗り越え、部門利益のしがらみを克服し、前向きで主動的な精神で改革措置を講じなければならない。

改革措置を講じるにはもちろん慎重でなければならない、検討を重ね、繰り返し論証しなければならないが、だからといって小心翼翼として、尻ごみし、何もしようとせず、何も試せないようではいけない。改革を行う以上、既存の活動の枠組みや体制運営をほんの僅かでも打ち破らないということはあるにせよ、何もかもが無難で当たり障りなく、いかなるリスクも冒さないということはあるにせよ。十分な論証、評価を経て、実際条件に適い、必ずやらなければならないものであれば、やるべきことはやはり大胆にやらなければならない。

第三、大局から出発して問題を考えることを堅持する。改革の全面的深化は党と国家の事業発展の全般にかかわる重要な戦略配置であり、ある分野やある面の個別の改革ではない。「全局を謀らぬ者は、局部を謀るに足りず」である。みなさんは異なる部門や組織から来ているが、みんな全局から問題を見なければならない。まず打ち出された重要な改革措置が全

局の必要に適っているかどうか、党と国家の事業の長期的発展に役立つかどうかを見なければならぬ。真に前向きに展望し、未来志向で考え、時代を先取りして手を打たなければならない。そうしてこそ、最終的にできあがった文書が真に党と人民の事業発展の要請にこたえるものになるのである。

改革の全面的深化のためにはトップダウン設計と全体計画を強化しなければならない。各項目の改革の関連性、系統性、フィージビリティの研究を強化しなければならない。われわれは大胆かつ着実にとっているが、着実にとというのは、統一的に考慮し、全面的に論証し、科学的に政策決定を行うことである。経済、政治、文化、社会、生態文明の各分野における改革と党建設の改革とを緊密に結びつけ、互いに融合しあい、いかなる分野の改革もその他の分野の改革に影響を及ぼすとともに、その他の分野の改革の緊密な呼応がなければならない。もしも各分野の改革がセットとならず、各方面の改革措置が互いに牽制しあうなら、改革の全面的深化を推し進めてゆくのは非常に困難になり、たとえ無理して推し進めても、その効果は大きく見劣りするものになるだろう。

「中国網日本語版(チャイナネット)」 資料